

平成30年定例会
戦略企画雇用経済常任委員会
所管事項説明資料

1	組織の概要	・・・	1
2	平成30年度予算の概要	・・・	5
3	事務事業概要	・・・	9
	戦略企画総務課、秘書課、企画課、政策提言・広域連携課、広聴広報課、 情報公開課、統計課、東京事務所		
4	所管事項	・・・	15
	(1) みえ県民力ビジョン・第二次行動計画の推進について	・・・	17
	(2) 三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略について	・・・	19
	(3) 人づくり政策の推進について	・・・	21
	(4) 広域連携について	・・・	23
	(5) 広聴広報について	・・・	27
	(6) 統計調査について	・・・	29
	(7) 情報公開・個人情報保護について	・・・	31
	(8) 平和啓発の取組について	・・・	33
	(9) 地方版図柄入りご当地ナンバーの導入について	・・・	35

平成30年5月23日
戦略企画部

1 組織の概要

戦 略 企 画 部

※電話番号が下4桁のみの表示については、「059-224-」が省略されています。

【課等名称・E-mail】

【班等名称】

(電話番号)

《主な所掌事務》

戦 略 企 画 総 務 課
sensomu@pref.mie.jp

企画調整班

2009

○部内の企画調整、議会对応、全庁会議、総合教育会議、人づくり政策、高等教育機関との連携、マイナンバー制度、平和啓発、北朝鮮による拉致問題

総務班

2009

○部内の組織・人事、予算・決算・経理、危機管理、人権施策

秘 書 課
hisho@pref.mie.jp

秘書班

2014

○知事・副知事の秘書、行幸啓等皇室事務

企 画 課
kikakuk@pref.mie.jp

企画班

2025

○県政の総合企画、地方創生の推進、みえ県民意識調査、政策研究

計画班

2025

○「みえ県民ビジョン」の推進、「国土強靱化地域計画」の推進

政 策 提 言 ・ 広 域 連 携 課
kouiki@pref.mie.jp

政策提言・広域連携班

2089

○国等への政策提言・要望、広域的な交流・連携の総合企画・調整、地方分権、特区制度

広 聴 広 報 課
koho@pref.mie.jp

企画・広聴班

2031

○広聴広報の企画調整、「広聴広報アクションプラン」の推進、県ウェブサイト

広報班

2788

○テレビ・ラジオ・新聞による広報、広報紙発行

報道班

2028

○報道機関との連絡調整

県民の声相談班

2647

○県民からの意見・提案・苦情等対応、e-モニター

情 報 公 開 課
koukai@pref.mie.jp

情報公開班

2071

○情報公開、個人情報保護

統 計 課
tokei@pref.mie.jp

人口統計班

2044

○国勢調査、経済センサス基礎調査、就業構造基本調査、住宅・土地統計調査、労働力調査、人口推計調査

消費・生活統計班

2051

○小売物価統計調査、個人企業経済調査、家計調査、毎月勤労統計調査、学校基本調査、学校保健統計調査、全国消費実態調査、社会生活基本調査

農水・商工統計班

2052

○農林業センサス、漁業センサス、商業統計調査、商業動態統計調査、工業統計調査、生産動態統計調査、経済センサス活動調査

分析・情報班

3051

○統計分析、統計情報の提供

東 京 事 務 所

tokyo@pref.mie.jp

政策調整課

03-5212-9065

○国行政機関、各種団体等との連絡調整

2 平成30年度予算の概要

平成30年度 戦略企画部 当初予算

(単位:千円)
上段:(県費)
下段:事業費

所属名	平成29年度 1号補正後 予算額 A	平成30年度 当初予算額 B	増減額 B-A	対前年比 B/A	主な事業
戦略企画 総務課	(779,373) 803,113	(759,554) 769,938	(△19,819) △33,175	(97.5%) 95.9%	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費(特別職人件費を含む) 722,583 ・未来につながる平和発信事業費 1,253 ・番号制度等整備関係諸費 11,559 ・高等教育機関連携推進事業費 3,120 ・高等教育機関と地域との連携推進事業費 2,406 ・大学生版サミット開催事業費 5,195 ・地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業費 5,532 ・人づくり政策推進費 219
秘書課	(9,274) 9,274	(9,173) 9,173	(△101) △101	(98.9%) 98.9%	<ul style="list-style-type: none"> ・調整諸費 8,891
企画課	(12,832) 13,047	(11,740) 11,740	(△1,092) △1,307	(91.5%) 90.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・計画推進諸費 4,289 ・行動計画進行管理事業費 3,497 ・まち・ひと・しごと創生総合戦略推進事業費 467
政策提言・ 広域連携課	(16,790) 16,790	(16,700) 16,700	(△90) △90	(99.5%) 99.5%	<ul style="list-style-type: none"> ・中部圏・近畿圏連携強化費 3,299 ・広域連携推進費 11,890
広聴広報課	(277,342) 295,770	(258,126) 274,487	(△19,216) △21,283	(93.1%) 92.8%	<ul style="list-style-type: none"> ・広聴広報アクションプラン推進事業費 17,444 ・県政情報発信事業費 109,234 ・電波広報事業費 65,434 ・広聴体制充実事業費 11,992 ・インターネット情報提供推進事業費 30,795
情報公開課	(4,013) 5,723	(3,924) 5,434	(△89) △289	(97.8%) 95.0%	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開制度運営費 4,969 ・個人情報保護対策費 465
統計課	(94,877) 410,449	(77,555) 487,356	(△17,322) 76,907	(81.7%) 118.7%	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費(統計課) 238,596 ・統計情報編集費 1,456 ・住宅・土地統計調査費 113,140
東京事務所	(26,714) 26,726	(26,106) 26,118	(△608) △608	(97.7%) 97.7%	<ul style="list-style-type: none"> ・東京事務所費 26,089
戦略企画部 合計	(1,221,215) 1,580,892	(1,162,878) 1,600,946	(△58,337) 20,054	(95.2%) 101.3%	

3 事務事業概要

事 務 事 業 概 要

(戦略企画部、東京事務所)

項 目	概 要
<p>【戦略企画総務課】 課長 河 治希 TEL 059-224-2009</p>	
<p>1 部内企画及び組織、人事、予算、経理等に関することについて</p>	<p>部内の企画、調整業務を行うとともに、組織や人事、予算、経理等に関することを一元的に行う。</p>
<p>2 県政の総合調整に関することについて</p>	<p>政策会議・経営会議及び総合教育会議の運営、人づくり政策の推進など県政の総合調整に関することを行う。</p>
<p>3 高等教育機関の充実に関することについて</p>	<p>県内高等教育機関の魅力向上・充実に向けた取組や、大学生等の奨学金返還支援事業の実施、大学生版サミットの開催等により、若者の県内定着を促進する。</p>
<p>4 平和啓発に関することについて</p>	<p>未来を担う若い世代をはじめとする多くの県民の皆さんに、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝える機会をつくるなど、平和啓発に取り組む。</p>

項 目	概 要
<p>【秘書課】 次長兼課長 中山 恵里子 TEL 059-224-2014</p> <p>1 知事、副知事秘書事務について</p> <p>2 行幸啓等皇室関係事務について</p>	<p>知事、副知事の日程調整を行うとともに、各部局との連絡調整を行う。また、各種式典・行事等への出席に際し随行する。</p> <p>天皇陛下をはじめとする皇族方の行幸啓等に際して、また、その他皇室行事、儀式等に関することについて、関係機関との連絡調整や広報など、必要な業務を行う。</p>
<p>【企画課】 課長 中野 敦子 TEL 059-224-2025</p> <p>1 県政の総合企画に関することについて</p> <p>2 「みえ県民カビジョン」の進行管理について</p> <p>3 政策研究及び政策提案について</p>	<p>県政の中長期的課題を研究するとともに、県政の総合企画に関することを行う。また、地方創生の推進に関する総合調整を行う。</p> <p>「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」に基づき、春・秋の政策協議を実施するとともに、「三重県経営方針」を策定するなど、「みえ県民カビジョン」の進行管理を行う。</p> <p>政策創造員会議などを通じて政策研究、政策提案を行うとともに、職員の政策形成・立案能力の向上を図る。また、「みえ県民意識調査」を実施し、県民の幸福実感の継続的な把握などを行う。</p>

項 目	概 要
<p>【政策提言・広域連携課】 課長 高野 吉雄 TEL 059-224-2089</p> <p>1 国等への政策提言・要望について</p> <p>2 県境を越えた広域連携の推進について</p>	<p>国の制度等の創設・改正、翌年度の政府予算や税制改正に反映を求める事項について、国等に対して政策提言・要望を行う。</p> <p>県境を越えて取り組むべき課題の効率的、効果的な解決に向けて、知事会等に参加するなど、他府県等と連携した広域的な取組を推進する。</p>
<p>【広聴広報課】 課長 井爪 宏明 TEL 059-224-2031</p> <p>1 広報活動について</p> <p>2 広聴活動について</p> <p>県民の声相談監 田間 文朗 TEL 059-224-2647</p> <p>1 県民からの意見・提案・苦情等に対する総合調整に関することについて</p>	<p>テレビ、ラジオ、県広報紙やインターネット等を活用した効果的な広報活動を行うとともに、マスメディアを活用したパブリシティ活動による情報発信を行う。</p> <p>また、地域の魅力を国内外に効果的にアピールして、本県の知名度・認知度の向上とイメージアップを図る。</p> <p>県民の声相談やみえ出前トーク、e-モニターの実施等により、県政に係る広聴活動を行う。</p> <p>県民からの意見・提案、苦情、要望等に対応するとともに、これらに関する総合調整を行う。</p>

項 目	概 要
<p>【情報公開課】 課長 岩本 弘一 TEL 059-224-2071</p> <p>1 情報公開に関する ことについて</p> <p>2 個人情報の保 護対策に関する ことについて</p>	<p>情報公開制度を適正に運用することにより、県民の県政に対する理解と信頼を深め、開かれた県政の一層の推進を図る。</p> <p>個人情報保護条例の適正な運用を図ることにより、個人の権利利益を保護し、県民に信頼される公正な県政を推進する。</p>
<p>【統計課】 課長 山下 克史 TEL 059-224-2044</p> <p>1 統計調査事務 について</p> <p>2 統計情報の分 析と提供につい て</p>	<p>住宅・土地統計調査など、国の委託を受けた統計調査を行うとともに、人口推計調査など県独自の統計調査を実施する。</p> <p>統計の分析調査を行うとともに、インターネット（みえData Box）や刊行物により県民にわかりやすく統計情報の提供を行う。</p>
<p>【東京事務所】 所長 紀平 勉 TEL 03-5212-9065</p> <p>1 国会議員・国省 庁等との連絡調 整・情報収集及び 情報の発信につい て</p>	<p>国会議員・国省庁、各種団体等との連絡調整・情報収集等を行うとともに、首都圏において三重県の情報を発信する。</p>

4 所 管 事 項

(1) みえ県民カビジョン・第二次行動計画の推進について

1 概要

「みえ県民カビジョン」の基本理念である「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」を実現するために、中期の戦略計画として4年間の行動計画を策定し、県政を展開しています。

平成30年度は「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」（平成28年度～31年度）の後半に入ります。

「第二次行動計画」の目標達成に向けて、引き続き「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」による進行管理を行い、諸課題の解決を着実に進めていきます。

※ みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）とは

「みえ県民カビジョン」及び「行動計画」に掲げた理念や目標を各年度の取組や組織に展開するとともに、その進捗状況について、評価、改善を行い、翌年度の方針や予算編成につなげていくという県政全般のPDCAの流れをあらわした行政運営の基本的枠組み（マネジメントサイクル）です。

2 進行管理の主な取組

(1) 政策協議

スマートサイクルにおいて、施策の評価を確実に取組の改善につなげるための仕組みとして、春と秋の年2回、政策協議を実施しています。

「春の政策協議」では、第二次行動計画の施策の目標達成に向けて取り組む上で知事等に確認しておくべき課題や部局長等のミッションについて、個別に議論する個別協議、また前年度の評価及び当該年度の取組方向等について、知事等と全部局長が一堂に会して確認・決定する全体協議を行います。その結果をふまえて、前年度の評価や当該年度の取組方向、数値目標等を「成果レポート」として取りまとめ公表します。

「秋の政策協議」は、知事等と部局長等が翌年度に向けた取組やその方向性について協議し、翌年度の「三重県経営方針」や重点取組の選定、当初予算編成につなげていきます。

(2) 三重県経営方針

「三重県経営方針」は、県政を推進するにあたっての基本となる単年度の方針であり、「みえ県民カビジョン」を推進するスマートサイクルにおいて起点となるPlan（計画）に位置づけています。

「第二次行動計画」では、毎年度の「三重県経営方針」の中で、当該年度の「重点取組」を設定して、重点の置きどころを毎年度見直すことができるようにし、より効果的・効率的に予算や人員を重点配分することで、機会を逃がさず最大限の成果を得ることをめざしています。

(3) みえ県民意識調査

「みえ県民カビジョン」において、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」を基本理念に掲げており、県民の皆さんの「幸福実感」を把握し県政運営に活用するため、一万人の県民の皆さんを対象に「みえ県民意識調査」を毎年実施し、日ごろ感じている幸福感、地域や社会の状況についての実感などをお聞きしています。

調査結果については、「成果レポート」に記載するとともに、詳細な分析を行い、翌年度の「三重県経営方針」の策定、政策議論、当初予算議論の際の参考資料として活用しています。

今年度実施する第8回調査については、第7回調査結果の分析等をふまえ、年内に調査項目を整理し、平成31年1～2月に実施する予定です。

(4) 三重県経営戦略会議

「三重県経営戦略会議」は、県政における政策課題に関し、専門的かつ総合的な知見を有する方々と知事が意見交換を行い、大局的な観点から助言をいただくことを目的としています。

平成30年度は年3回開催し、翌年度の「三重県経営方針」の策定に向けた示唆をいただくとともに、県政の中長期課題等について議論いただくこととしています。

3 主な年間スケジュール

平成30年	4月	「平成30年度三重県経営方針」の公表 「春の政策協議」（個別協議・全体協議）
	6月	「平成30年版成果レポート（案）」の公表 第1回三重県経営戦略会議
	9月	「秋の政策協議」 第2回三重県経営戦略会議
	10月	「平成31年度三重県経営方針（案）」の公表
平成31年	1～2月	第8回みえ県民意識調査の実施
	2月	第3回三重県経営戦略会議 「平成31年度三重県経営方針（最終案）（暫定版）」の公表

(2) 三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略について

1 概要

三重県では、まち・ひと・しごと創生法及び国のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、平成 27 年 10 月に「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、その後毎年 3 月に改訂を行っています。

総合戦略は、三重県における人口の現状と将来展望を示す「三重県人口ビジョン」をふまえ、本県の人口減少の課題に的確に対応するとともに、地域の自立かつ持続的な活性化を図るため、現状と課題、めざす姿、5 年間（平成 27 年度～平成 31 年度）の目標や基本的な取組方向等を示したものです。

2 総合戦略の推進

総合戦略では、めざす姿である「希望がかない、選ばれる三重」の実現に向けて、自然減対策及び社会減対策を両輪とし、それぞれに基本目標や基本的な取組方向とそれらにかかる K P I、具体的な取組内容を掲げ、推進しています。

総合戦略の推進にあたっては、「緩和と適応」、「三重らしさと三重県ならではの」など、本県独自の 12 の視点に基づいて取組を展開しており、市町の総合戦略と相乗効果を発揮して、地域全体の魅力を高めていくことができるよう、県内市町と緊密な連携を図りながら取り組んでいます。

(1) 自然減対策

①基本目標

「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重」

②数値目標

ア 県の合計特殊出生率を、おおむね 10 年後を目途に、県民の結婚や出産の希望がかなった場合の水準（「希望出生率」）である 1.8 台に引き上げる。

イ 「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」（平成 26 年度 55.6%）を 10 年後に 67.0%まで引き上げる。

※ 平成 28 年の合計特殊出生率は 1.51 で、直近の 20 年間で最も高かった平成 27 年の 1.56 より 0.05 下がりましたが、2 年連続で 1.5 台を維持しており、平成 16 年の 1.34 を底に回復傾向にあります。

「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」は、平成 29 年度は 52.2%となり、平成 28 年度より 0.1 ポイント上昇しました。

③目標を達成するための取組

「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」をベースに、「子ども・思春期」・「若者／結婚」・「妊娠・出産」・「子育て」の4つのライフステージごとに12の基本的な取組方向を設定し、働き方も含め、若者の雇用対策や出逢いの支援など、地域の実情に応じた切れ目のない少子化対策を継続的に実施しています。

(2) 社会減対策

①基本目標

『学びたい』『働きたい』『暮らし(続け)たい』という希望がかない、みんなが集う活気あふれる三重

②数値目標

県外への転出超過数(3,000人*)を、毎年280人改善し、5年後には転出超過数を1,600人にまで改善する。

*住民基本台帳人口移動報告における平成25年および平成26年の2カ年の平均値

※平成29年の転出超過数は4,063人となり、転出超過数が最も多かった平成27年より155人減少しているものの、多くの転出超過が続いています。

③目標を達成するための取組

「学ぶ」・「働く」・「暮らす」の3つのライフシーンごとに9の基本的な取組方向を設定し、若者の雇用と県内定着の促進、しごとの創出や産業の育成、働く場の魅力向上等に資する取組などを進め、人口の県外への流出抑制と県内への流入促進等に取り組んでいます。

特に今年度は、転出超過の約8割を占める若者(15~29歳)の県内定着に向けて取り組むことが急務と考え、「若者県内定着緊急対策会議」を立ち上げ、危機感を持って各部局が連携して取組を進めていきます。

3 総合戦略の進行管理

総合戦略の進行管理については、取組の進捗状況の把握と効果の検証を行い、取組の改善につなげるなど目標達成に向けた的確な進行管理を毎年度行っています。検証にあたっては、三重県地方創生会議、県議会での議論をふまえて「検証レポート」を作成・公表しています。また、これらの議論や取組に係る予算措置の状況等をふまえ、必要に応じて総合戦略を改訂することとしています。

なお、総合戦略の推進にあたっては、国の地方創生関連交付金を最大限に活用することとしており、平成28年度に創設された地方創生推進交付金など、平成30年4月末までに国費ベースで総額約46億円の交付決定を受けてきたところです。今後も国の交付金も活用しながら、地方創生の取組を展開していきます。

(3) 人づくり政策の推進について

1 概要

各部局の人づくりにかかる施策を県全体として整合性を確保しながら計画的に推進する「人づくり政策の総合調整」機能を担っています。

2 県内高等教育機関の充実

若者の県内定着を図り、地方創生につなげるため、県内高等教育機関の魅力向上・充実を図ります。

(1) 高等教育コンソーシアムみえ

県内高等教育機関相互並びに県内高等教育機関と地域との連携を促進することにより、県内高等教育機関の魅力向上を図り、人口減少の抑制及び地域の活性化を実現するため、平成28年3月から、県内全ての高等教育機関と県で組織する「高等教育コンソーシアムみえ」^(※)が設置されています。

「高等教育コンソーシアムみえ」では、三重への愛着・誇りを持ってもらうきっかけとなるよう開発した「三重を知る」共同授業や他校の特色ある授業が履修できる単位互換協定により、高等教育機関の魅力向上等を図ります。

県では、「高等教育コンソーシアムみえ」の自立的安定的な運営が行われるよう、専任コーディネーターの配置を支援し、体制強化を促進します。

※ 7大学（三重大学、三重県立看護大学、四日市大学、四日市看護医療大学、鈴鹿医療科学大学、鈴鹿大学、皇學館大学）、4短期大学（三重短期大学、ユマニテク短期大学、鈴鹿大学短期大学部、高田短期大学）、3高等専門学校（鈴鹿工業高等専門学校、鳥羽商船高等専門学校、近畿大学工業高等専門学校）の計14校で構成（事務局は三重大学）

(2) 新たな産学官による協議会

本県からの人口流出が続く中で、しごとの創出、人材の育成等の地方創生の取組を一層推し進めるため、県内高等教育機関の強みや産業界・市町のニーズなどに沿った連携が図られるよう、新たに産学官による協議会を設置します。

この協議会では、高等教育機関間及び産業分野の枠組みを越えた情報共有、意見交換、相互連携を行うとともに、既存の産学官連携体制・ネットワーク等との連携等を促進します。

(3) 奨学金返還支援制度

県内の条件不利地域に居住すること等を条件として、若者の三重県内への定着を促進することを目的とした大学生等の奨学金の返還額の一部を助成する制度を、県内外の企業等の協力をいただきながら運用しています。

平成28、29年度に認定した支援対象者のうち18名が、大学等を卒業し県内の条件不利地域に居住されています。

平成30年度も支援対象者20名を募集する予定です。

(4) 大学生版サミット

平成28年度に伊勢志摩サミット関連事業として開催された「大学生国際会議 in 三重」の成果を引き継ぎ、グローバル人材育成のメッカとしてのブランド確立をめざすとともに、三重でしかできない体験や地域課題についての討議を通じて三重県ファンをつくることなどを目的として、「UNICOM 2018 第3回大学生国際会議 in 三重」を開催します。

平成30年度は、紀北町を主な会場として11月23日（金・祝）から25日（日）までの間、「森林・林業と環境問題」「熊野古道の保全」をテーマに開催する予定です。

(5) 学生の地域活動の参加促進

平成27年度に開設した「学生×地域活動」サポート情報局を核として、県内高等教育機関等の関係機関とも連携しながら、地域活動に関心がある学生と課題を抱える地域とのマッチングを推進します。

3 総合教育会議

知事と教育委員会が、十分な意思の疎通を図り、本県教育の課題やあるべき姿を共有し、連携して教育行政に取り組むため、平成27年度から「総合教育会議」を開催しています。

平成28年3月に策定した「三重県教育施策大綱」に基づき、教育施策の積極的な推進を図る観点から運営しており、平成30年度は、教育関係の重要課題の中で、「学力向上」「体力向上」など毎年継続的に議論する必要がある定点テーマと、「県立高等学校活性化」「キャリア教育・職業教育」「若者の県内定着」「スポーツの推進」など時宜に応じて特に議論しておく必要がある重点テーマについて協議することとし、年間7回開催する予定です。

第1回は、4月26日に「平成30年度における総合教育会議の運営について」「いじめ対策について」をテーマに開催しました。

(4) 広域連携について

1 概要

県域を越えて取り組むべき広域的な課題に対して、より効率的、効果的に対応していくため、他府県等と連携した取組を進めています。

(1) 全国における取組

47 都道府県の知事で組織する「全国知事会」において、年 2 回程度、全国知事会議を開催し、国への提案・要望に関する議題等を協議しています。

なお、平成 28 年 10 月より鈴木知事が危機管理・防災特別委員会委員長を務めています。

(2) 中部圏における取組

「中部圏知事会」や「東海三県二市連絡協議会」等に参画し、連携を進めています。中部圏知事会議は、国への提言に関する議題の協議や意見交換を実施するため年 2 回開催されています。東海三県二市連絡協議会では、各県市の共通課題等について意見交換するため、知事市長会議が年 1 回開催されており、平成 30 年度は本県開催（予定）となっています。

また、伊勢湾の再生や保全に向け、国等関係機関との連携組織である「伊勢湾再生推進会議」に参画するとともに、東海三県一市で構成する「伊勢湾総合対策協議会」内に「海岸漂着物対策検討会」を設置し、流木や生活ごみの海岸漂着物対策に関する普及・啓発活動や発生抑制に取り組んでいます。

(3) 近畿圏における取組

近畿圏との交流・連携を深めるため、「近畿ブロック知事会」に参画し、連携を進めています。近畿ブロック知事会議は、年 2 回開催されており、5 月 24 日（木）に開催される知事会議では、国への提言事項を協議し、取りまとめる予定です。

また、紀伊半島地域に属する三重、奈良、和歌山の三県で、「紀伊半島振興対策協議会」を設立し、紀伊半島の振興と活性化を図るため、年 1 回知事会議が開催されています。知事会議では、紀伊半島三県が共有する課題等について協議し、連携事業に取り組んでいます。なお、平成 30 年度は本県開催（予定）となっています。

これらに加えて、一般財団法人関西観光本部を通じて、国際観光や文化振興、情報発信などの官民連携事業に取り組んでいます。

(4) 自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワーク

平成 23 年度から「自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワーク」に参画し、地方分権・分散の発想の下、地方同士の相互ネットワークによる政策提案、共同研究などの活動を進め、国への提言を行っています。

※参加 15 県…三重県、青森県、山形県、石川県、福井県、山梨県、長野県、滋賀県、奈良県、鳥取県、島根県、高知県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

(5) 日本創生のための将来世代応援知事同盟

平成 27 年 4 月、地方への人の流れをつくり、東京一極集中型社会を変え、人口減少社会に立ち向かうトッランナーを目指す知事が同盟し、地方創生のため行動することをコンセプトに、「日本創生のための将来世代応援知事同盟」が発足しました。

平成 30 年度は、5 月 31 日（木）に宮城県で「みやぎサミット」として開催され、働き方改革やしごとの創生について意見交換を行う予定です。

※参加 14 県…三重県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、長野県、滋賀県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、高知県、宮崎県

(6) 二県知事懇談会

多様化する政策課題の解決につなげるため、平成 24 年度から共通課題を有する県の知事と懇談会を開催しています。（現在は、宮城県、岐阜県、広島県、山口県と継続して開催）

二県知事懇談会は、議題のテーマを絞ってお互いの県の先進的な取組等を共有するとともに、議論を深めることができることから、平成 30 年度も懇談会を実施していく予定です。

2 今後の県の取組方針

今後も引き続き、他府県等との連携を強化し、県域を越える広域的な課題の解決に向けて効果的に取組を進めていきます。

【参考】平成29年度の知事会議等の開催結果

知事会議等の名称		開催日等	主な内容
全国知事会議 47都道府県		H29. 4. 14 東京都	・役員の選任
		H29. 7. 27～28 岩手県盛岡市	・山本地方創生担当大臣との意見交換 ・国への提案・要望
		H29. 11. 24 東京都	・国への提案・要望
中部圏知事会議（9県1市） 三重、富山、石川、福井、長野、 岐阜、静岡、愛知、滋賀、名古屋市		H29. 6. 2 滋賀県大津市	・国への提言
		（当初予定） H29. 10. 23 石川県金沢市	・台風21号のため中止
東海三県一市知事市長会議（3県1市） 三重、岐阜、愛知、名古屋市		H29. 8. 17 愛知県名古屋市	・障がい者スポーツの推進、高病原性鳥インフルエンザ発生時に備えた連携強化について意見交換
近畿ブロック知事会議（2府8県） 三重、福井、滋賀、京都、大阪、 兵庫、奈良、和歌山、徳島、鳥取		H29. 5. 25 兵庫県姫路市	・教育について意見交換 ・国への提言
		H29. 10. 31 福井県福井市	・生涯活躍社会の実現について意見交換 ・国への提言
紀伊半島知事会議（3県） 三重、奈良、和歌山		H29. 7. 6 和歌山県田辺市	・林業振興、大規模災害対策、道路・交通対策について意見交換
自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワーク知事会合（15県） 三重、青森、山形、石川、福井、山梨、 長野、滋賀、奈良、鳥取、島根、高知、 熊本、宮崎、鹿児島		H30. 1. 22 鳥取県三朝町	・地域の絆と災害に強い地域づくり、ふるさと創生に向けた大学との連携について意見交換
日本創生のための将来世代応援知事同盟サミット（13県） 三重、岩手、宮城、福島、長野、滋賀、 鳥取、岡山、広島、山口、徳島、高知、 宮崎		H29. 5. 20 徳島県徳島市	・女性活躍、しごとの創生について意見交換
二県知事懇談会	宮城県 広島県	H29. 7. 13 宮城県南三陸町	・東日本大震災からの復旧・復興、県産食材の販路拡大、働き方改革の推進について意見交換
	山口県	H29. 7. 19 三重県桑名市	・県産食材の販路拡大、働き方改革の推進、海岸漂着物対策の推進、未来へ向けた若者の人材育成について意見交換

(5) 広聴広報について

1 概要

「三重県広聴広報基本方針」に基づく3年間の行動計画である三重県広聴広報アクションプラン（平成29年6月改訂版）に基づき、政策形成につながる広聴活動、戦略的・計画的な広報活動、職員・組織の広聴広報力の向上に取り組めます。

2 本年度の取組内容

(1) 政策形成につながる広聴活動の実施

「県民の声」相談事業について、県民の皆さんから寄せられた意見や提案に対して、丁寧に対応し、県政に係るものについては、担当部局において取組が進められるよう働きかけていきます。また、「みえ出前トーク」「e-モニター」を活用した広聴活動を行います。

(2) 戦略的なプロモーションの推進

首都圏・関西圏でのプロモーション、県プロモーションサイト「つづきは三重で」による魅力発信、海外三重県フェアやMICE、東京オリンピック・パラリンピックでの三重県産食材の活用に向けたプロモーションなど、三重県営業本部、市町等と連携しながら、国内外へのプロモーション活動を展開します。

(3) メディアの強化・活用

県民の情報収集形態の多様化等の環境変化に的確に対応するため、みえ県民意識調査結果等を分析したうえで、広報紙・ウェブサイト等の広報ツールの認知度向上、ソーシャルメディアを含むメディア間の連携等、メディア活用の最適化に取り組めます。

(主な広報手法)

- ① 県広報紙「県政だより みえ (タブロイド判・4頁)」(毎月1日発行)
- ② データ放送「暮らしの便利帳」(三重テレビ・毎週木曜日更新) ※
- ③ 新聞広告「広報みえ」(主要6紙・年5回) 等
- ④ テレビ「県政チャンネル」(三重テレビ・毎月第1～4金曜日) 等
- ⑤ ラジオ「三重県からのお知らせ」(FM三重・月～金) 等
- ⑥ SNS (Twitter、Facebook、Instagram、YouTube)
- ⑦ 三重県Webサイト
- ⑧ 知事定例会見・ぶら下がり会見

※平成30年度末で契約が満了する「県データ放送」を含む県広報のあり方については、平成30年度の上半期を目途に今後の方針を定め、効果的な発信に取り組めます。

(4) 「質」の高い情報発信に向けた体制づくり

「質」の高い情報発信に向けて、職員及び組織の広聴広報力向上に取り組めます。その展開にあたっては、庁内会議(広聴広報会議、広聴広報戦略会議)を通じて、主要事業を全庁一体となって情報発信するための年間広報計画の策定や検証を徹底していくほか、イントラサイトや研修の充実等庁内広報を強化することで発信する情報の質を高めるなど、職員及び部局への支援を行います。

(6) 統計調査について

1 平成 30 年度に実施する統計調査

(1) 国からの受託調査

① 毎月または四半期調査

(総務省) 労働力調査、小売物価統計調査、家計調査
個人企業経済調査

(経済産業省) 工業動態統計調査、商業動態統計調査

(厚生労働省) 毎月勤労統計調査

② 毎年調査

(文部科学省) 学校基本調査、学校保健統計調査

(経済産業省) 工業統計調査

③ 5 年周期調査

(総務省)

平成 30 年住宅・土地統計調査

住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに住環境、現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、住生活関連諸施策の基礎資料を得る。

(農林水産省)

2018 年漁業センサス

漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取り巻く実態と変化を総合的に把握し、水産基本計画に基づく水産行政施策の企画・立案・推進のための基礎資料を作成し提供する。

(2) 県単独調査

毎月調査

三重県生産動態統計調査、人口推計調査

2 統計情報の提供と分析

県民の皆さんに各種統計調査結果などの情報を利活用いただけるよう、県ホームページ「みえ Data Box」への掲載や統計書、県勢要覧などの刊行図書を通じて、統計情報の提供を行います。

また、マクロ経済分析として、県景気動向指数や県内経済情勢、県民経済計算、市町民経済計算、産業連関表、鉱工業指数を作成し公表します。

さらに、「三重県民手帳」の発行や統計グラフコンクールの実施等を通じて、統計の普及や調査への協力を促進します。

3 課 題

統計調査を取り巻く環境は、個人情報保護意識の高まりや単身・共働き世帯の増加等に伴う調査訪問時不在世帯の増加などにより、年々調査票の収集等が厳しい状況になっています。

そうした中、調査員の確保と資質の向上を図るとともに、統計調査結果などの統計情報を利活用していただけるよう普及啓発に取り組む必要があります。

4 今後の対応

国や市町と緊密に連携し、県民の皆さんへの調査実施の周知を行うとともに、正確な統計調査の実施に取り組んでいきます。

また、県民の皆さんが統計を身近に感じることで、統計調査への協力と統計情報の利活用が進むよう、統計情報の迅速かつ積極的な提供を行うとともに、統計の普及啓発を行っていきます。

(7) 情報公開・個人情報保護について

1 情報公開制度について

(1) 概要

本県の情報公開制度は、昭和 63 年 6 月に三重県情報公開条例を施行し、平成 11 年に条例の目的に県民の知る権利等を明記するとともに、請求者の範囲を拡大する等の全面改正を行い、県民等に幅広く利用されてきました。

しかしながら、情報公開制度が浸透していく中で、大量請求や開示請求者が請求した公文書を閲覧しないなど制度運営上の大きな課題が生じたため、権利濫用禁止の規定の創設、開示を受けない者へのみなし規定の整備などの条例改正を平成 20 年に行いました。

これまで、職員研修の実施、規則等諸規程の見直し、手引書の作成・改訂などを行い、各部局等と連携を図りながら、円滑な制度運用に取り組んできた結果、条例の目的からかけ離れた過剰な請求や、開示決定等を受けたにもかかわらず正当な理由なく開示を受けないなどの対応困難な事例は減少しています。

(2) 今後の取組方向

引き続き、職員研修等を通じて、条例の趣旨の徹底、規則等諸規程に基づく適正な事務執行を図り、情報公開制度の的確な運用に努めていきます。

(3) 運用状況

請求内容の主なものは、公共事業にかかる金額入り設計書、建築計画概要書、法人の決算関係書類、教員採用試験問題等です。

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
開示請求件数	9,260	9,149	9,036	8,710	7,814
対前年増加率	△3.8%	△1.2%	△1.2%	△3.6%	△10.3%
情報公開・個人情報保護審査会 処理件数*	16	14	29	13	16
うち認容	5	3	5	1	3
うち一部認容	6	1	8	6	6
うち棄却	5	10	16	6	7

* 公文書の非開示決定等に対し審査請求がなされた場合は、実施機関が情報公開・個人情報保護審査会（平成 29 年 5 月までは情報公開審査会）に諮問し、調査・審議のうえ答申を行います。

2 個人情報保護制度について

(1) 概要

個人情報保護制度は、主に民間事業者が対象の「個人情報保護法」と、国の行政機関が対象の「行政機関個人情報保護法」や各地方公共団体が制定する「個人情報保護条例」等から成り立っています。

県においては、平成14年度から「三重県個人情報保護条例」を施行し、個人情報取扱のルールを定めるとともに、県が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護することとしています。

個人情報保護制度の的確な運用のため、県や市町等の職員向けに、個人情報保護制度の研修会の開催や助言等を行うほか、県内事業者や県民向けに説明会を実施するなど制度の周知啓発を図っているところです。

(2) 今後の取組方向

県においては、個人情報の記載された文書の紛失、データの誤提供等の個人情報の漏えい事案が発生していることから、引き続き、職員研修等を通じて、個人情報保護制度の周知や危機管理意識の更なる醸成を図り、個人情報の適正管理の強化と漏えい等の防止に努めていきます。

(3) 運用状況

請求内容の主なものは、運転免許試験や高校入試等の試験結果に関するものです。

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
開示請求件数	18,789	18,389	19,954	17,865	16,761
対前年増加率	0.7%	△2.1%	8.5%	△10.5%	△6.2%
うち試験結果	18,450	18,003	19,490	17,414	16,340
うち試験結果以外	339	386	464	451	421
情報公開・個人情報保護審査会 処理件数*	3	0	0	1	6
うち認容	0	0	0	1	0
うち一部認容	0	0	0	0	0
うち棄却	3	0	0	0	6

* 保有個人情報の非開示決定等に対し審査請求がなされた場合は、実施機関が情報公開・個人情報保護審査会（平成29年5月までは個人情報保護審査会）に諮問し、調査・審議のうえ答申を行います。

(8) 平和啓発の取組について

1 概要

戦後70年以上が経過し、県内でも戦後生まれの人の割合が8割を超え、戦争の悲惨な実態と教訓が風化することが懸念されることから、関係部局と連携し、未来を担う若い世代をはじめとする多くの県民の皆さんに、戦争の悲惨さと平和の尊さを伝える機会づくりに取り組んでいます。

昨年度は、平和啓発パネル展の開催などの継続的な取組に加えて、「平和のつどい」を開催し、県内の若者が被爆地 広島との交流などを通じて戦争の実態や悲惨さに触れ、平和への想いをより一層深める機会としました。

2 今年度の取組

(1) 平和に関する企画展の開催

昨年度開催した「平和のつどい」の成果をふまえ、7月下旬に県総合博物館(MieMu)において、被爆・戦争関係資料を展示するとともに、県内の若い世代を中心とした参加者が被爆・戦争体験者と意見交換を行う、平和に関する企画展を開催することとし、準備を進めています。

- ・広島平和記念資料館から借用した資料を展示するとともに、被爆体験者による講話・参加者との意見交換を行います。
- ・県内戦争資料を展示するとともに、県内戦争体験者による講話・参加者との意見交換を行います。
- ・県内の若者が意見交換での進行役を担うなど、企画展の運営に参画してもらいます。

(2) 継続的な取組

① 平和啓発パネル展の開催、平和啓発資料(パネル・CD・DVD)の貸出

平和への想いを次世代へつなぐため、県で作成した平和啓発資料(戦争遺跡等を紹介するパネル、戦争体験談を記録したCD、戦争体験者インタビューDVD)を活用し、平和啓発パネル展を開催するとともに、市町や小中高等学校等に貸し出し、市町の平和啓発事業や学校の平和学習等での活用を図ります。

② 「子ども代表団」の派遣

未来を担う若い世代に平和の尊さや大切さを伝えるため、全国戦没者追悼式(8月15日、日本武道館)に子ども代表団(6名程度)を派遣します。

(9) 地方版図柄入りご当地ナンバーの導入について

1 概要

自動車のナンバープレートへの新たな地域名表示を行う、いわゆるご当地ナンバーは、地域振興や観光振興の観点から、平成17年、平成25年と過去2回の募集が行われ、三重県では第1回の募集において鈴鹿市・亀山市を対象地域とする「鈴鹿」ナンバーが導入されました。

平成29年5月には、地方版図柄入りナンバープレートの導入と併せて、当該ナンバープレートと組み合わせたご当地ナンバーの募集が行われることが国から発表され、県内では、四日市市から「四日市」ナンバーの、伊勢市、鳥羽市、志摩市、明和町、玉城町、度会町、南伊勢町の7市町から「伊勢志摩」ナンバーの導入の意向表明があり、平成30年3月に県から国へ導入申込書を提出しました。

ご当地ナンバー

- ・ご当地ナンバーが導入された地域にお住まいの方が自動車を新たに購入される場合、交付されるナンバープレートは新しいご当地ナンバーとなり、既存のナンバー（例えば「三重」ナンバー）は選択できなくなります。
- ・導入時点で既に使用中のナンバーはそのまま使用が可能です。新車登録や移転登録等でナンバープレートを変更する場合に、順次新しいご当地ナンバーになります。

地方版図柄入りナンバープレート

- ・図柄入りナンバープレートは、希望者のみに交付されるものです（数千円程度の費用負担が必要）。希望しない方は、無地のナンバープレートを選択することもできます。
- ・図柄には寄付金（1,000円以上）ありのフルカラーと、寄付金なしのモノトーンの2種類があります。

2 今後の導入に向けてのスケジュール

平成30年7月頃	国が導入地域を決定
平成30年12月	市町が共同で、又は県が、国へ図柄を提案
平成32年度中目途	交付開始

地方版図柄入りご当地ナンバーは、市町が主体となって導入するものであり、「四日市」ナンバーと「伊勢志摩」ナンバーの両地域において、図柄の選定などに向けた検討が進められています。

県としても、導入地域が決定され、図柄の提案が円滑に進められるよう、引き続き市町への支援を行ってまいります。